

塩谷町地域防災計画

第1部 共通編

【第1章 総則】

令和3年2月

塩谷町防災会議

目 次

第1章	総則.....	共-1
第1節	計画の目的等	共-1
第1	計画の目的	共-1
第2	計画の性格	共-1
第3	計画の構成	共-1
第4	計画の修正	共-2
第5	原子力災害対策編修正に際し尊重すべき指針.....	共-2
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱.....	共-3
第1	防災関係機関等の責務.....	共-3
第2	防災関係機関等の業務の大綱	共-4
第3節	塩谷町の防災環境	共-11
第1	自然的条件	共-11
第2	社会的条件	共-13
第3	社会構造の変化に対する防災面の対応	共-16
第4節	災害履歴.....	共-17
第1	風水害.....	共-17
第2	地震	共-21
第3	火山災害.....	共-24
第4	火災	共-26
第5節	被害想定.....	共-28
第1	地震被害想定	共-28
第2	浸水被害想定	共-32
第6節	本計画の見直しの理念と視点	共-33
第1	目指すべき防災対策の方向性	共-33
第2	計画見直しの視点	共-33

第1章 総則

第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

第1 計画の目的

塩谷町地域防災計画（以下「計画」という。）は、塩谷町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町土、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

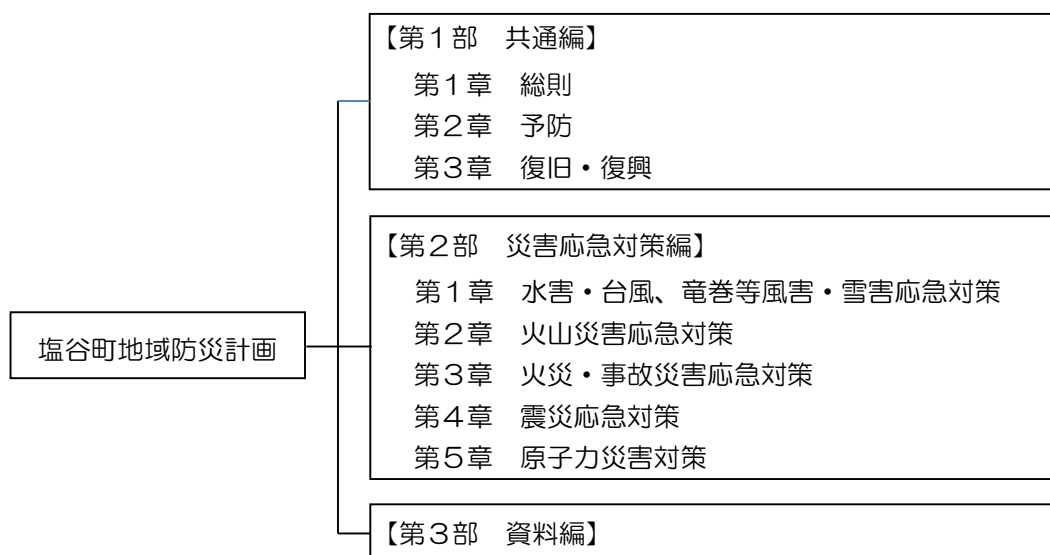
第2 計画の性格

この計画は、防災基本計画（中央防災会議）に基づくとともに、栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び塩谷町防災会議条例（昭和39年塩谷町条例第3号）第2条の規定に基づき、塩谷町防災会議が策定するものであり、町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

なお、この計画は、防災に係る基本事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 計画の構成

この計画は、総則、予防及び復旧・復興をまとめた「第1部 共通編」、水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策、火山災害応急対策、火災・事故災害応急対策、震災応急対策、原子力災害対策をまとめた「第2部 災害応急対策編」、関連する参考資料をまとめた「第3部 資料編」で構成する。



共通編	総則
	予防
災害 応急 対策 編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

第4 計画の修正

町、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期する。

第5 原子力災害対策編修正に際し尊重すべき指針

原子力災害対策編の修正に際して、専門的・技術的事項については、国の原子力委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成24年10月策定、平成30年7月改正。以下「防災指針」という。）及び「原子力災害対策の手引き」（平成27年3月策定）を十分に尊重する。

総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	共通編			災害 応急対策編				

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧復興対策が的確、円滑に実施されるよう、町、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町や県等による「公助」はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等組織力による支援である「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 県

県は、町や他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

2 町・消防機関

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、町の責務が十分に果たされるよう協力を行う。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 町民

町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

〈資料編 第3 1 防災関係機関連絡先一覧〉

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 塩谷町

ソ その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施

3 災害復旧・復興対策

- エ その他法令及び塩谷町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 県

処理すべき業務等の大綱	
1 災害予防対策	
ア 防災に関する組織の整備・改善	
イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施	
ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進	
エ 災害危険箇所の災害防止対策	
オ 防災に関する施設・設備の整備、点検	
カ 災害応急対策又は復旧に必要な物質・資材の備蓄、整備、点検	
キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検	
ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検	
ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備	
コ 自主防災組織等の育成支援	
サ ボランティア活動の環境整備	
シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	
ス 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善	
セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施	
2 災害応急対策	
ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保	
イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立	
ウ 専門家等の派遣要請	
エ 災害救助法の運用	
オ 消火・水防等の応急措置活動	
カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施	
キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置	
ク 緊急輸送体制の確保	
ケ 緊急物資の調達・供給	
コ 災害を受けた児童、生徒の応急教育	
サ 施設、設備の応急復旧	
シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持	
ス 県民への広報活動	
セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入	
ソ 県外避難者の受入れに対する総合調整	
タ 住民の避難・屋内退避、立入り制限	
チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示	
ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	
3 災害復旧・復興対策	
ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	
イ 民生の安定化対策の実施	
ウ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理	
エ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施	
オ 損害賠償の請求等に係る支援	
カ 風評被害による影響等の軽減	
キ 各種制限の解除	
ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施	

共通編	総則
	予防
災害 応急 対策 編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

3 警察

機関名	業務の大綱
矢板警察署 玉生駐在所 船生第1駐在所 船生第2駐在所 大宮駐在所	災害時における治安、交通、通信等の対策に関すること

4 消防機関

機関名	業務の大綱
塩谷広域行政組合消防本部 塩谷消防署	災害時における消防、救急、救助その他防災に関すること

5 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
関東農政局 (大田原地域センター)	1 災害予防 - ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること - イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること - イ 種もみ、その他営農資材の確保に関すること - ウ 主要食糧の需給調整に関すること - エ 生鮮食料品等の供給に関すること - オ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること - カ 土地改良機械、技術者等の把握と緊急貸出しや動員に関すること - キ 農産物等の安全性の確認に関すること 3 復旧対策 - ア 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること - ウ 風評被害対策に関すること
関東森林管理局 (塩那森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の義務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること

機関名	業務の大綱
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれらを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
栃木労働局 (今市労働基準監督署)	1 産業安全（鉱山関係を除く）に関すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
関東地方整備局	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。 1 災害予防 ア 防災上必要な教育、訓練 イ 通信施設等の整備 ウ 公共施設等の整備 エ 災害危険区域等の関係機関への通知 オ 官庁施設の災害予防措置 カ 豪雪害の予防 2 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 イ 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 ウ 建設機械と技術者の現況の把握 エ 災害時における復旧用資材の確保 オ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 カ 災害時のための応急資機材の備蓄 キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ク 緊急交通路・緊急輸送路の確保 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること

共通編	総則
	予防
災害 応急 対 策 編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力
	資料編

6 自衛隊

機関名	処理すべき業務の大綱等
陸上自衛隊 第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

7 指定公共機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
日本郵便(株) (玉生集配センター・大宮支局・船生支局)	- 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 - 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事 - 災害特別事務取扱い - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地宛て救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	- 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関する事 - 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事 - 義援金品の募集、配分に関する事 - 日赤医療施設等の保全に関する事 - 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事
日本放送協会 (宇都宮放送局)	- 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 - 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 - 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 - 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本電信電話(株) (栃木支店)	- 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 - 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事 - 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事 - 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 - 災害復旧及び被災地における情報流通について町民、国、県、町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事
KDDI(株)(小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	- 通信施設の運用と保全に関する事 - 災害時における通信のそ通の確保に関する事
(株)NTTドコモ (栃木支店)	- 移動通信施設の運用と保全に関する事 - 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事
東京電力パワーグリッド(株) (栃木総支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。

機関名	処理すべき業務の大綱等
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	1 原子力施設の防災管理に関する事 2 従業員等に対する教育、訓練に関する事 3 関係機関に対する情報の提供に関する事 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事 7 県、町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関する事 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する事

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務の大綱等
塩谷広域行政組合エコパーク しおや	廃棄物等の処理に関する事
塩谷広域行政組合しおやクリーンセンター	し尿等の処理に関する事
(一社) 栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関する事 2 災害時におけるガスの供給に関する事
(株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関する事 2 情報の収集に関する事 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関する事 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関する事 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関する事 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
(一社) 栃木県トラック協会 (一社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事
(一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関する事
(福) 栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関する事
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関する事

機関名	処理すべき業務の大綱等
船生土地改良区 塩谷町大宮土地改良区 しおや土地改良区 赤沼用水土地改良区 塩谷南部土地改良区 風見上平土地改良区	水門、水路の操作に関する事

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
塩野谷農業協同組合塩谷地区営農生活センター 塩谷地方農業共済組合 たかはら森林組合	1 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 4 協同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
塩谷町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
塩谷郡市医師会（塩谷町医師会、塩谷町歯科医師会）	災害時における医療救護活動に関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事 4 被ばく医療への協力に関する事 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者の安全確保に関する事 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事 4 福祉避難所としての施設の提供に関する事
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事

〈資料編 第3 1 防災関係機関連絡先一覧〉

第3節 塩谷町の防災環境

第1 自然的条件

1 位置

本町は、栃木県の中央よりやや北部に位置し、東京から約120km、宇都宮市から約28kmの距離にある。東は矢板市、西は日光市、南はさくら市と宇都宮市、北は那須塩原市にそれぞれ接している。

本町の位置

区 分	方位	地 名	経 緯 度	
本町の位置	極東	肘内地区	東経139度56分34秒	北緯36度43分14秒
	極西	道谷原地区	東経139度43分47秒	北緯36度48分06秒
	極南	肘内地区	東経139度55分21秒	北緯36度42分55秒
	極北	高原地区	東経139度47分15秒	北緯36度54分16秒
役場の位置	住所	大字玉生741番地	東経139度51分02秒	
	標高	海拔255m	北緯36度46分05秒	

2 地勢

(1) 面積・地形

本町は、東西18km、南北21kmの広がりを持つ三角形に近い形をなし、面積は170.06km²で、町域面積の約6割を山林原野が占める。

町の北部は、日光国立公園の一部である高原山を頂点とした山林地帯で、林産資源に富み、一級河川の荒川（東側）と鬼怒川（西側）が町の両側を囲みながら南流し、中央部から南部にかけては肥沃な農業地帯となっている。

また、玉生付近を境として、東側は地滑りや断層の存在しない平坦地と丘陵地からなり、西側は急峻な地形が多く、がけ崩れ地や断層も存在する。町の標高が最も高いところは、高原地区の釈迦ヶ岳の海拔1,794.9mで、最も低いところは肘内地区の海拔181mである。

(2) 地質

本町の平坦地や丘陵地の地層は、砂礫層やローム層等からなり、地盤は比較的強い。

東日本大震災では、本町は震度5弱の揺れに見舞われたが、建物及び人的被害やライフラインの停止等、大きな被害は発生しなかった。

(3) 活断層

本町北東部には、国が定める主要114活断層帯の1つとして位置付けられている「関谷断層」があり、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、本町北東部に至る長さ約40kmの活断層である。国の調査・分析によると、関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定され、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

総則

共通編

予防

復旧・復興

水害等

火山

火災・事故

震災

原子力

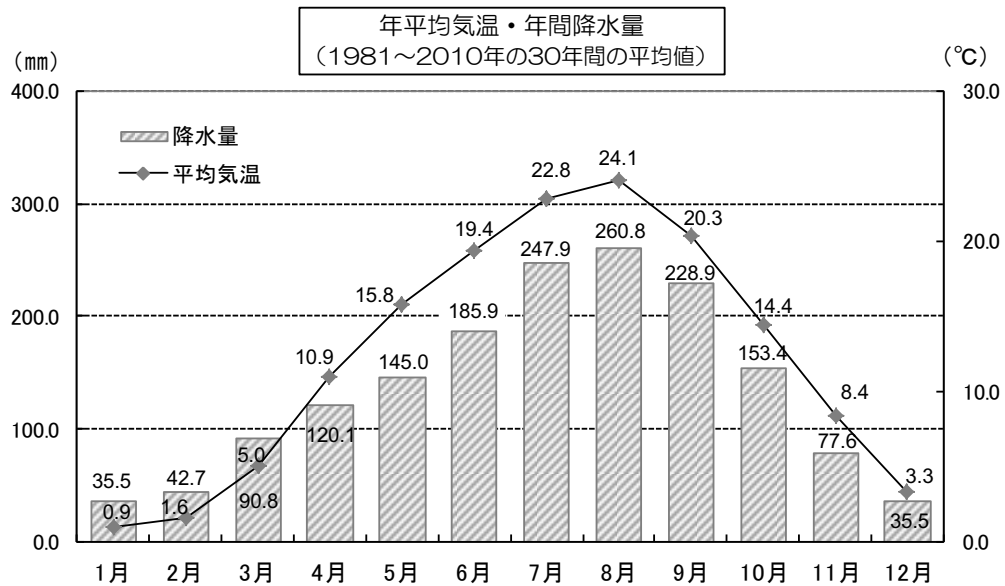
資料編

3 気候

本町の気候は、夏季に降雨が集中し、冬季と夏季の温度差が大きい内陸性気候の特徴がみられる。過去30年間（1981年～2010年まで）の年平均気温は12.3℃、月別の最低平均気温は1月の0.9℃、最高平均気温は8月の24.1℃となっている。

また、年間平均降水量は約1,624mmで、7月～9月にかけて多く、冬に少ない傾向にある。

風向の特徴としては、冬季に「那須おろし」と呼ばれる北寄りの季節風が強く吹く。



資料：宇都宮地方気象台（塩谷観測所の値）

第2 社会的条件

1 人口

平成27年10月1日現在の国勢調査における本町の人口は11,495人で、漸減傾向にある。また、世帯数は平成22年までは増加傾向にあったが、平成27年に減少に転じている。1世帯あたりの人数も年々減少しており、少子化・核家族化が進行している。

年齢別人口構成を見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、ともに減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、平成27年の高齢化率は33.0%と、県平均の25.9%を大きく上回っている。

また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、災害時における安否確認や避難誘導支援等の対策の強化が求められる。

人口・総世帯数等の推移

年	人口 (人)	増減		総世帯数 (世帯)	1世帯 当たり人数 (人/世帯)	高齢者	
		人数(人)	率(%)			人口(人)	割合(%)
平成2年	14,898	△250	△1.65	3,594	4.15	2,491	16.72
〃 7年	14,729	△169	△1.13	3,724	4.00	2,946	20.00
〃 12年	14,171	△558	△3.79	3,817	3.69	3,211	22.66
〃 17年	13,462	△709	△5.00	3,841	3.50	3,415	25.37
〃 22年	12,560	△902	△6.70	3,828	3.30	3,489	27.78
〃 27年	11,495	△1,065	△8.48	3,696	3.11	3,791	32.98

資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移

(人、()内は構成比)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	2,974 (20.0)	2,569 (17.4)	2,127 (15.0)	1,689 (12.5)	1,437 (11.4)	1,177 (10.2)
15～64歳	9,433 (63.3)	9,214 (62.6)	8,832 (62.3)	8,358 (62.1)	7,634 (60.8)	6,522 (56.8)
65歳以上	2,491 (16.7)	2,946 (20.0)	3,212 (22.7)	3,415 (25.4)	3,489 (27.8)	3,791 (33.0)
計	14,898 (100.0)	14,729 (100.0)	14,171 (100.0)	13,462 (100.0)	12,560 (100.0)	11,495 (100.0)

資料：国勢調査

2 土地利用の状況

本町の土地利用は、町の総面積176.06km²のうち山林が6割弱を占めている。

また、高原山麓の平地部には、農用地を主体に玉生・船生・大宮の市街地や集落が形成されている。

土地利用の状況

(単位：km²)

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成29年 (構成比)	176.06 (100)	23.90 (13.6)	3.02 (1.7)	4.69 (2.7)	0.25 (0.1)	98.27 (55.8)	1.47 (0.8)	4.61 (2.6)	39.85 (22.6)

資料：栃木県市町村課

3 産業構造

本町の産業別就業人口の割合をみると、第一次産業及び第二次産業就業人口割合が年々減少する一方で、第三次産業就業人口割合が増加傾向にあり、過半数が第三次産業に就業している。

産業別就業人口の推移

(単位：人、()内は構成比)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	1,579 (20.1)	1,335 (17.2)	1,104 (14.9)	1,070 (15.1)	915 (14.2)	824 (13.6)
第二次産業	3,032 (38.6)	3,003 (38.7)	2,775 (37.6)	2,486 (35.0)	2,186 (33.9)	1,919 (31.8)
第三次産業	3,244 (41.3)	3,414 (44.0)	3,494 (47.3)	3,518 (49.5)	3,288 (51.0)	3,191 (52.8)
合計	7,856 (100.0)	7,757 (100.0)	7,386 (100.0)	7,102 (100.0)	6,499 (100.0)	6,041 (100.0)

注) 合計欄には、区分不能者を含む。

資料：国勢調査

4 交通

(1) 道路交通

本町の道路は、東西軸を国道461号、主要地方道今市氏家線が、南北軸を主要地方道藤原宇都宮線等が形成し、近隣市町を結ぶ重要な幹線道路の役割を果たしている。

また、これらの路線の一部についてはバイパス化され、安全で安心な道路整備が図られている。

令和3年度には、県道今市氏家線風見工区(2車線、2.3km)の開通が予定されており、観光周遊ネットワークの強化等が期待されている。

町道については、住民生活に直結するものであり、自宅から国道等の主要道まで安心して移動できるよう計画的な整備が求められる。このため、幅員狭小や屈曲部及び歩道等の整備を図る必要がある。

道路現況

(平成29年4月1日現在)

	実延長 (m)		改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
一般国道・県道等	一般国道	11,980	50,146	76.1	57,159	86.7
	主要地方道	44,185				
	一般県道	9,760				
	計	65,925				
町道	1級	41,828	192,454	75.0	205,851	80.3
	2級	30,846				
	その他	183,828				
	計	256,502				

資料：栃木県道路保全課

(2) 公共交通

本町には鉄道がなく、バス路線網が整備されており、本町と宇都宮市を結ぶ「民間路線バス」2系統と日光市と矢板市を結ぶ「生活路線バス」4系統のほかに、65歳以上の高齢者を対象とし、町内各施設や町外の5病院へ有料で利用が可能なデマンド交通と小中学生の通学手段であるスクールバスがそれぞれ運行されている。

このうち、「民間路線バス」の利用者が少ない現状であり、「生活路線バス」についても、4～6月の利用は多い一方で、夏休み期間の8月や冬期の2～3月の利用が少なくなっている。

今後も安心して日常生活を送ることができる持続可能な公共交通網の確保を目指して、利用の利便性向上や利用しやすいバスの環境整備、住民の利用促進に向けた取り組み等を推進していく必要がある。

町内の公共交通概要

公共交通		事業者	備考
路線バス	生活路線バス (東西方向)	しおや交通(株) (日光市、塩谷町、矢板市が委託)	
	バス事業者路線 (南北方向)	関東自動車(株)	
スクールバス		大新東株式会社 (塩谷町が委託)	
デマンド交通		大新東株式会社(塩谷町が委託)	令和2年2月運行開始

資料：塩谷町地域公共交通網形成計画（平成29年3月）他

第3 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 人口減少・高齢化に伴う防災対策

人口減少・高齢化に伴う地域社会の災害に対する脆弱化に対応するため、河川改修や治山・治水対策、道路網や情報通信網等災害に強い防災基盤の整備を推進するとともに、地域での助け合いによる地域防災力の強化を図る。

2 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉対策と連携して行うとともに、要配慮者関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、通信情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

4 人的ネットワークの促進

核家族化や少子化、共働き世帯の増加等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通しての防災意識の高揚を図る。

5 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4節 災害履歴

これまでに本町に被害や影響を及ぼした主な気象災害や火災、地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 風水害

1 風水害の種類と特性等

風、雨等がもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害に分け、それぞれについて発生状況、主な原因等を上げると、概ね次表のとおりである。

風水害の種類等

災害の種類		発生状況等	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	・台風性の豪雨 ・狭い地域に集中して降る降雨
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
土砂災害	山崩れ がけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	・梅雨前線や台風に伴う集中降雨 ・地震
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害		強い風の影響で、飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊、フェーン現象による火災延焼が発生する。	・台風に伴う強風 ・竜巻

2 風水害の発生状況

昭和以降に本町で発生した風水害の発生状況を見ると、7月～9月頃にかけて台風や大雨等による被害が発生している。

主な風水害一覧（昭和以降）

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
1947	昭和22年9月15日	カスリーン台風	荒川圏内では、全壊家屋8戸、半壊家屋13戸、流出家屋6戸、床上浸水360戸、床下浸水182戸、田畑冠水545.9haの被害が発生
1948	昭和23年9月15日	台風21号	荒川圏内では、床上浸水49戸、床下浸水80戸、田畑冠水164.1haの被害が発生
1949	昭和24年6月	ステラ台風	荒川圏内では、半壊家屋8戸、床上浸水47戸、床下浸水69戸、田畑冠水512.3haの被害が発生
	昭和24年9月1日	キティ台風	
	昭和24年9月21日	前線	
1950	昭和25年8月	台風21号	荒川圏内では、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田畑冠水209.3haの被害が発生
1957	昭和32年7月22日	梅雨前線	荒川圏内では、床上浸水1戸、床下浸水43戸、田畑冠水191.8haの被害が発生

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
1958	昭和33年7月22日	台風11号	荒川圏内では、床上浸水2戸、床下浸水6戸、田畑浸水120haの被害が発生
1959	昭和34年8月8日	台風6号	荒川圏内では、床上浸水1戸、床下浸水3戸、田畑冠水60haの被害が発生
	昭和34年8月14日	台風7号	
1961	昭和36年6月27日	梅雨前線豪雨	荒川圏内では、床上浸水4戸、床下浸水3戸、田畑冠水40haの被害が発生
1966	昭和41年6月28日	台風4号	荒川圏内では、床上浸水2戸、床下浸水5戸、田畑冠水102haの被害が発生
	昭和41年8月14日	台風26号	
1975	昭和50年5月6日～7月17日	降ひょう	発生日：5月6、20、27、29日、6月3、9、27日、7月17日 発生場所：芳賀、河内、塩谷、下都賀、上都賀、那須（南）の各都市 農作物被害：1,278,047千円
1982	昭和57年4月16日～6月20日	降ひょう	発生日：4月16日、5月18日、25日、6月8日、9日、20日 発生場所：那須、塩谷、河内、芳賀、上都賀、下都賀、安蘇の各都市 農作物被害：1,314,970千円
1986	昭和61年8月4日～8月5日	台風10号	荒川圏内では、全壊家屋1戸、半壊6戸、床上浸水14戸、床下浸水101戸、農地浸水88haの被害が発生 塩谷町の降水量（4、5日の合計）：222mm
1986	昭和61年9月2日～9月3日	台風15号	県全体では、床下浸水27戸、被害総額：1,777,624千円 塩谷町の降水量（2、3日の合計）：146mm
1989	平成元年7月25日～7月27日	大雨	県全体では、床下浸水41、道路13、河川91、砂防1、電話784回線、被害総額：1,100,147千円 塩谷町の降水量（25、26日の合計）：152mm
1990	平成2年8月9日～8月11日	台風11号	県全体では、軽傷1、一部破損1、床上浸水10、床下浸水109、非住家22、り災者10世帯35人、道路263、橋梁7、河川705、砂防29、崖くずれ23、電話197回線、被害総額：13,896,865千円 塩谷町の降水量（9、10日の合計）：207mm
1990	平成2年9月19日～9月20日	竜巻及び台風19号	台風第19号の影響下の19日22時20分頃、壬生町から宇都宮市にかけて竜巻が発生し、軽傷者及び住家の被害等がでた。 県全体では、軽傷25、全壊30、半壊37、一部破損343、床下浸水16、非住家335、り災者67世帯227人、文教施設1、道路37、橋梁1、河川41、水道2戸、電話510回線、電気170戸、被害総額：1,741,275千円 塩谷町の降水量（19、20日の合計）：65mm
1991	平成3年8月20日～8月21日	台風12号	県全体では、全壊2、半壊3、一部損壊1、床上浸水73、床下浸水795、非住家141、り災者82世帯258人、田の流出・埋没12.00ha、畑の流出・埋没0.04ha、文教施設5、道路265、橋梁28、河川670、砂防31、崖崩れ54、水道5戸、電話583回線、被害総額：18,299,830千円 塩谷町の雨量（20、21日の合計）：228mm
1998	平成10年8月26日～8月31日	8月末豪雨	荒川圏内では、宅地等浸水6ha、農地浸水20haの被害が発生 塩谷町の降水量（期間合計）：567mm
2001	平成13年8月21日～8月23日	台風11号	県全体では、床下浸水15、道路29、橋梁9、河川280、砂防17、崖崩れ21、水道370戸、電話250回線、電気1,039戸、被害総額：7,026,099千円 塩谷町の降水量（21、22日の合計）：168mm

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
2002	平成14年7月9日 ～7月11日	梅雨前線豪雨 及び台風6号	荒川圏内では、農地が浸水被害や国道294号も通行止めになる被害が発生
2004	平成16年10月9日～ 10月10日	台風22号	県全体では、床下浸水1、道路11、河川103、砂防3、崖崩れ4、電話8回線、被害総額：1,336,492千円 塩谷町の降水量（9日）：118mm
2004	平成16年10月20日	台風23号	県全体では、軽傷1、床下浸水9、道路8、河川33、崖崩れ12、電話20回線、被害総額：656,536千円 塩谷町の降水量：130mm
2006	平成18年6月16日	豪雨	県全体では、軽傷2、一部損壊1、床下浸水11、道路9、橋梁1、河川40、崖崩れ18、電話1回線 被害総額：488,836千円 塩谷町の降水量：91mm
2007	平成19年9月5日 ～9月7日	台風9号	県全体では、軽傷9、一部損壊11棟 9世帯13人、床上浸水2棟、床下浸水4棟、非住家1棟、田（冠水）1ha、畑（冠水）11ha、文教施設4、道路35、橋梁1、河川84、砂防1、清掃施設1、崖くずれ25、鉄道不通1箇所、水道（断水）125戸、電話（不通）191回線、電気（停電）3,829戸、被害総額：1,918,454千円 塩谷町の降水量（5～7日の合計）：123mm
2008	平成20年5月20日	大雨	県全体では、軽傷2、床下浸水1棟 1世帯1人、道路21、河川1、崖崩れ3、電話（不通）10回線 被害総額：23,485千円 塩谷町の降水量：102mm
2012	平成24年6月19日	台風4号	台風第4号が栃木県付近を通過した影響で、県内は19日から20日にかけて雨・風ともに強まった。 県全体では、負傷者1名、一部損壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水8棟、公共建物1棟、その他9棟、文教施設1箇所、病院1箇所、道路20箇所、橋梁1箇所、河川58箇所、砂防1箇所、がけ崩れ12箇所、電話57回線 被害総額：1,264,021千円 塩谷町の降水量：87.5mm
2013	平成25年9月4日	竜巻	9月4日12時20分頃、鹿沼市茂呂から宇都宮市飯田町をとり、鹿沼市栃窪にかけて突風が発生。また、同日12時50分頃、塩谷町大久保から矢板市荒井にかけても突風が発生し、倒木や住家の屋根瓦の飛散等の被害をもたらした。 塩谷町の被害状況 ・住家被害：一部損壊6棟 ・非住家被害：全壊2棟、一部損壊6棟
2013	平成25年10月15日	台風26号	台風26号が16日未明から朝にかけて関東の東海上を通過した。また、本州の南岸には前線が停滞していた。このため、栃木県では暴風を伴った大雨となった。 県全体では、負傷者20名（うち重傷1名）、住家の半壊2棟、一部損壊205棟、公共建物53棟、その他181棟、文教施設13箇所、病院17箇所、道路132箇所、河川2箇所、清掃施設1箇所、崖崩れ3箇所、鉄道不通1箇所、電話954回線、電気5,514戸、ブロック塀71箇所、り災世帯数1世帯、り災者数2人、被害総額：1,086,762千円 塩谷町の被害：一部損壊25棟 塩谷町の降水量（15、16日の合計）：99mm

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
災害 応急 対策 編	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	予防	復旧・復興	水害等	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編
	共通編			災害 応急 対策編				

年	発生年月	要因等	洪水被害の概況
2015	平成27年9月9日 ～9月10日	台風18号	台風第18号が9日9時半に愛知県西尾市付近に上陸した後、日本海に進み、同日15時に温帯低気圧に変わった。9日から11日にかけて、台風18号から変わった温帯低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風第17号の周辺からの南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方で記録的な大雨となった。 栃木県では、9日から10日にかけて、総降水量600mmを超えた地域があるなど、記録的な豪雨に見舞われた。また、10日0時20分に県全域に特別警報（大雨）が発表され、土砂災害、浸水、河川の氾濫等が発生し、住民や住家、ライフライン等に甚大な被害が発生した。 塩谷町でも、床上浸水1棟、床下浸水3棟等の被害が発生した。 県全体では、死者3名、負傷者6名（うち重傷2名）、全壊22棟、半壊967棟、一部損壊29棟、床上浸水1,100棟、床下浸水3,938棟、非住家292棟、公共建物2棟、その他290棟、文教施設20箇所、病院10箇所、道路1,129箇所、橋梁79箇所、河川770箇所、砂防55箇所、清掃施設4箇所、崖崩れ828箇所、水道39,953箇所、電話291回線、電気17,403戸、ガス28戸、り災世帯数2,243世帯、り災者数4,127人 被害総額：32,006,347千円 塩谷町の降水量：（9日、10日の合計）：280.5mm
2019	令和元年10月12日 ～10月13日	台風19号	台風第19号の接近に伴い、栃木県では10月12日から13日にかけて、強い風が吹き猛烈な雨が降った。 10月11日00時から13日09時までの総降水量は、塩谷観測所で423.0mmとなり、10.5mの最大風速を観測した。また、12日18時45分に、土砂災害警戒情報が、19時50分に、特別警報（大雨）が発表された。この台風により、町内で半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水25棟の住家被害のほか、2か所で土砂崩れ等が発生した。 台風19号における町の災害対応と教訓は、次のとおりである。 ・教育委員会は、役場本庁舎と離れているが、連携し、避難所運営に対応した。 ・避難所運営を輪番で対応していたため、新たな避難所の開設が困難だった。 ・認定こども園職員等の本庁職員以外への災害対応の意識付けが必要だった。 ・避難所の開設を判断する総務課と、避難所を運営する部署とのより一層の連携が必要だった。

※荒川圏の市町：矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、市貝町

資料：一級河川 那珂川水系荒川圏域河川整備計画、栃木県地域防災計画資料編、宇都宮地方気象台

第2 地震

1 本町を取り巻く地震の環境

(1) 足尾付近での地震活動

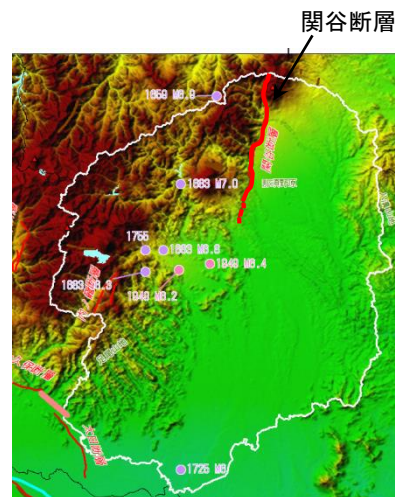
日光・足尾地域から群馬県との県境にかけての地域で、定期的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い所に見られる活動の中では最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、地震活動との関係についてははっきりしたことはまだ分かっていない。ほとんどは小規模であるが、マグニチュード6クラスの地震も稀に発生する。

(2) 関谷断層

福島ー栃木県境から本町北東部に至る関谷断層は、国が定める主要114活断層帯の1つとして位置づけられている。

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

将来の活動としては、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定されているが、国の調査・分析によれば、今後300年以内に大規模な地震を引き起こす可能性はほぼないと結論づけられている。



関谷断層位置図

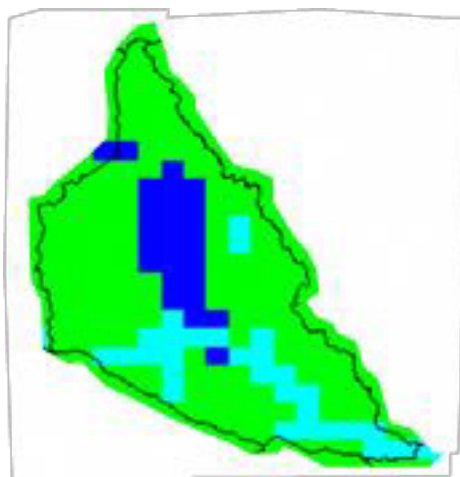
資料：地震調査研究推進本部

2 表層地盤のゆれやすさ

内閣府作成の「表層地盤のゆれやすさマップ」は、地形や地質調査等のデータを基に、地震が起きたときのゆれやすさを7色に分類して地図に示したものである。

地震による地表のゆれの強さは地震の規模（マグニチュード）、震源からの距離、地表地盤の3つによって決まり、マグニチュードが大きいほど、震源からの距離が近いほど地震によるゆれは大きくなる。

本町のゆれやすさマップをみると、町の中央部はゆれにくいことが示されている。



表層地盤のゆれやすさマップ（塩谷町）

計測震度増分	色	
1.0 ～ 1.65	赤	ゆれやすい ↑ ↓ ゆれにくい
0.8 ～ 1.0	オレンジ	
0.6 ～ 0.8	黄	
0.4 ～ 0.6	緑	
0.2 ～ 0.4	青	
0.0 ～ 0.2	水色	
-0.95 ～ 0.0	青	

内閣府作成

3 本県に被害をもたらした主な地震

本県における過去の主な地震活動の状況は、次表に示すとおりである。

栃木県の地震活動状況

地震名	発生年月日	地震の規模・被害の概要
岩代・下野地震	1659（万治2）年 4月21日	マグニチュード6 $\frac{3}{4}$ ～7.0。福島県との県境付近で発生したと考えられるこの地震により、県北部を中心に被害が生じ、塩原温泉一村（約80戸）がほとんど土砂に埋まり、死者が多数発生した。 那須でも100余棟が倒壊し、死者数10人、負傷者数名が発生した。
日光地震	1683（天和3）年 ①6月17日 ②6月18日 ③10月20日	① マグニチュード6.0～6.5。1683年4月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6月17日には37回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また、卯の刻から子の刻まで地震89回発生。東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。 ② マグニチュード6.5～7.0。卯の刻から辰の刻まで地震7回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震196回発生。 ③ マグニチュード7.0。下野三依川五十里村で発生した山崩れにより、川が塞がれ、湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稲荷川の水が流れなくなった。1～2日で地震760回余、また1日から晦日までで地震1,400回余発生
関東大震災	1923（大正12）年 9月1日	マグニチュード7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。 全国での最大震度6（当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の7相当と推定）。県内では震度5とされており、負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟の被害が発生
今市地震	1949（昭和24）年 12月26日 ①8時17分 ②8時24分	ほぼ同程度の規模（①マグニチュード6.2②マグニチュード6.4）の地震が8分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶴鳴山付近。最大震度は今市付近で6相当。死者10名、負傷者163名の人的被害、全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟の住家被害が発生。 地震の数日あるいは数か月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12月26日から翌年1月25日にかけて有感79回、無感1,534回観測
東北地方太平洋沖地震	2011（平成23）年 3月11日 14時46分	マグニチュード9.0。牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及び観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900年以降に発生した地震としては世界で4番目の規模の地震であった。 最大震度7（宮城県栗原市）を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者15,866名、行方不明者2,946名、負傷者6,108名の人的被害、全壊130,436戸、半壊262,975戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生。（平成24年6月26日現在） 県内では最大震度6強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者4名、負傷者134名の人的被害、全壊265棟、半壊2,079棟の住家被害が発生。（平成24年7月10日現在）

地震名	発生年月日	地震の規模・被害の概要
-	2014（平成26）年 9月3日 16時24分	マグニチュード5.1。震央地は栃木県北部（北緯36.9° ,東経139.5° ） 深さ7km ○県内 ・最大震度 5弱（日光） ・人的被害 — なし ・住家被害 — なし ・非住家被害 2棟（日光）
-	2014（平成26）年 9月16日 12時28分	マグニチュード5.6。震央地は茨城県南部（北緯36.1° ,東経139.9° ） 深さ47km ○県内 ・最大震度 5弱（佐野市・下野市） ・人的被害 — なし ・住家被害 — 一部破損2棟（足利・小山）
-	2016（平成28）年 11月22日 5時59分	マグニチュード7.4。震央地は福島県沖（北緯37.2° ,東経141.3° ） 深さ25km ○県内 ・最大震度 5弱（大田原市） ・被害無

資料：栃木県地域防災計画資料編等

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
	水害等
	火山
災害 応急 対策 編	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3 火山災害

1 火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）、噴出物の堆積後に降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

主な現象及びその特徴は、次のとおりである。

火山災害の種類と特徴

主な現象	特 徴
降下火砕物（降灰等）	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで、埋没等の被害が生じる場合があるほか、噴火の規模によっては風に乗って遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことは稀であるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
溶岩流	火口から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速1km程度以下と遅いため、徒歩による避難が可能である。稀に、溶岩の質や流下する地形によっては、時速十数km程度になる場合もある。
噴石（火山弾等）	噴火に伴い、吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してから避難は困難である。
火砕流 火砕サージ	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は100kmを超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に、火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速に流下する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により、発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速30km～60kmになる。破壊力が大きく、通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生の引き金として懸念される。
火山ガス	火山の活動に伴い、火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

2 県内の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

県内では、「那須岳」、「日光白根山」、「男体山」、「高原山」の4火山が活火山に選定されている。火山噴火予知連絡会は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要がある火山」として50火山を選定しており、県内からは「那須岳」と「日光白根山」が選定されている。

これらの火山については、気象庁が常時24時間体制で、火山活動を常時観測・監視している。

3 高原山の概要

概要	高原山は、栃木県北部に位置する火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西―東南東の割目群に伴う単成火山群がある。 活動は約50万年前には開始しており、約10万年前頃にはおもな活動を終止させた。 平成15（2003）年の活火山見直しで新たに活火山として選定された。
過去1万年間の噴火活動	約6500年前に北麓での水蒸気爆発と降灰の活動があり、溶岩ドーム（富士山）の形成があったと推定されている。
有史以降の火山活動	歴史時代の噴火記録は残されていないが、富士山近くの新湯では噴気活動がある。また、富士山付近の地下を震源とする群発地震が1979年2月及び1981～1982年に発生している。
周辺自治体	矢板市、那須塩原市、日光市、塩谷町

共通編	総則	
	予防	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等	火山
		火災・事故
		震災
		原子力
資料編		

第4 火災

1 火災発生状況

町内において平成以降に発生した火災で、損害見積額1,000万円以上、建物焼失面積1,000㎡以上、死傷者3名以上に該当する火災は、次表のとおりである。

塩谷町の1990年～2020年における主な火災

年	出火日時	出火場所	出火原因	焼損面積 (㎡)	損害見積額 (千円)	負傷者	死者
1990	平成2年3月31日 午後10時00分	住宅	電気コタツ	119	11,749		
1991	平成3年4月8日 午後6時30分	住宅	煙突	119	10,021		
1992	平成4年11月21日 午前9時00分	住宅	不明	154	12,501		
1993	平成5年5月16日 午前5時00分	会社	不明	644	45,515		
1994	平成6年4月14日 午前5時20分	住宅	不明	166	14,406		
1994	平成6年12月30日 午後9時00分	住宅	電気配線の過熱	52	12,031		
1995	平成7年5月31日 午前10時05分	住宅	石油ストーブ	154	16,975	1	
1997	平成9年11月22日 午前1時20分	クラブハウス	不明	1,091	227,257		
1997	平成9年3月20日 午後6時50分	住宅	たき火	265	20,476		
1998	平成10年4月6日 午前8時20分	住宅	石油ストーブ	239	18,654		
2002	平成14年1月14日 午後0時40分	飲食店	たき火	387	83,591	1	
2002	平成14年2月21日 午前2時10分	事務所	不明	504	66,028		
2002	平成14年3月14日 午後3時00分	住宅	たき火	162	15,463		
2005	平成17年2月7日 午前1時00分	住宅	不明	336	14,403		
2005	平成17年3月2日 午前10時00分	住宅	放火	123	12,647		
2008	平成20年6月22日 午後7時40分	A施設	電気器具の絶縁劣化	30	15,429		
2009	平成21年1月8日 午後1時40分	N施設	不明	124	16,229		
2009	平成21年4月16日 午後7時30分	W宅	落雷	82	46,403		
2010	平成22年2月20日 午前12時20分	I宅	たき火	254	34,013		
2010	平成22年9月20日 午前11時00分	T宅	ガスコンロ	273	22,299	1	

2 最近の火災発生状況

過去10年間の火災の発生状況をみると、平成25年と平成28年を除くと、毎年10件前後発生している。

原因別では、「その他火災」と「建物火災」の発生件数が多い。

過去10年の原因別火災発生状況

	建物	林野	車両	野火延焼	その他	不明	計
平成23年	2	1			7		10
平成24年	3				4		7
平成25年	4	2		10	6	1	23
平成26年	1	2	1	3	6		13
平成27年	6			1	3		10
平成28年	1			1	2		4
平成29年	1	1	1		4		7
平成30年	3				3		6
令和元年							10
令和2年							7

資料：塩谷町

第5節 被害想定

第1 地震被害想定

栃木県では、県の地域防災計画や防災行政に反映させるとともに、市町の防災力・県民の自助力の向上等の一助とすることを目的として、本県及びその周辺で地震が発生した場合の被害を想定した。

平成25年度に学識経験者から構成される検証委員会の検討を受け、自然現象の予測、被害想定等の調査を実施した内容を公表している。

1 想定地震動

県の防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上等において想定すべき地震として、次の32パターンの地震動について被害想定を行っている。

想定地震動

種 類	設定基準	想定地震
活断層等の地震 (4パターン)	活断層等が確認されており、地震が発生した場合に本県に大きな被害を及ぼすと考えられる地震	関谷断層【M7.5】 関東平野北西縁断層帯【M8.0】 東京湾北部【M7.3】 茨城県南西部【M7.3】
活断層が確認されていない地域で起こりうる直下の地震(28パターン)	上記の地震の影響が小さい地域における防災行政等の参考とするどこでも起こりうる直下の地震	栃木県庁直下【M7.3、M8.0】 各市町直下の地震【M6.9】

想定震源モデルの緒元

想定地震名	地震タイプ	規模(M)	走向(°)	傾斜(°)	長さ(km)	幅(km)	地震発生確率(30年以内)
関谷断層を震源とする地震	地殻内	7.5	191.3	30	40	18	ほぼ0% ※1
関東平野北西縁断層帯を震源とする地震	地殻内	8.0	121.0	60	82	20	ほぼ0~0.008% ※2
東京湾北部を震源とする地震	プレート境界	7.3	296.0	23	64	32	70%程度 ※3
茨城県南西部を震源とする地震	プレート境界	7.3	296.0	23	64	32	70%程度 ※3
県庁直下に震源を仮定した地震	地殻内	7.3	191.3	30	30	18	
市役所、町役場直下に震源を仮定した地震	地殻内	6.9	191.3	90	18	16	

※1 関谷断層の長期評価について：地震調査研究推進本部，2004年5月

資料：栃木県地震被害想定調査

※2 関東平野北西縁断層帯の長期評価について：地震調査研究推進本部，2005年3月

※3 相模トラフ沿いの地震活動の長期評価について：地震調査研究推進本部，2004年8月

上記のうち、本町に影響を与える地震とされる「関谷断層を震源とする地震(M5)」、並びに町及び県の防災行政の参考として設定している「栃木県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)」、「塩谷町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)」におけるそれぞれの被害想定量を次に示す。

2 被害想定結果

(1) 関谷断層を震源とする地震（M7.5）

地震調査研究推進本部の長期評価では、今後30年以内の当該地震の発生確率は、ほぼ0%であるが、仮に地震が発生した場合は、本町を含め県内に大きな被害が発生するおそれがある。

関谷断層を震源とする地震による塩谷町の被害想定

想定項目			想定結果	備考
建物被害	全壊（棟）	液状化	8	冬 深夜 最大風速+2 σ ※ の場合 (※風速が、90%以上の確率で「最大風速+2 σ 」と仮定することを表記したもの、以降同様)
		地震動	127	
		土砂災害	3	
		合計	138	
	半壊（棟）	液状化	15	
		地震動	771	
		土砂災害	7	
		合計	793	
	火災による建物被害	出火件数（件）	0	
		焼失棟数（棟）	0	
人的被害	死者（建物倒壊による）		8	冬18時 最大風速+2 σ の場合
	負傷者（建物倒壊による）		197	
	要救助者		18	
ライフライン被害（直後）	上水道	断水人口（人）	2,193	
	下水道	支障人口（人）	0	
	電力	停電軒数（軒）	369	
	通信	不通回線（回線）	205	
	LPガス	供給停止戸数（戸）	391	
交通施設被害	道路被害（箇所）	高速道路	0	
		直轄国道	0	
		一般道	28	
避難者数（当日・1日後）（人）	避難所		281	
	避難行動要支援者		49	
	避難所外		187	
帰宅困難者（人）	帰宅困難者		1,525	
	滞留者		594	
物資需要量（当日・1日後）	食料（食）		1,011	
	飲料水（リットル）		6,578	
	毛布（枚）		561	
	トイレ（基）		28	
災害廃棄物発生量	可燃物（万t）		0.3	
	不燃物（万t）		1.0	
その他	エレベーター	閉じ込め者数（人）	1	
	危険物施設被害		0	
	孤立集落	農業集落（集落）	2	

(2) 栃木県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）

最大級の被害を想定した県庁直下を震源とする地震による本町の被害については、
建物の全壊77棟、半壊783棟、死者4人、負傷者179人等と想定されている。

栃木県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）による塩谷町の被害想定

想定項目			想定結果	備考
建物被害	全壊（棟）	液状化	8	冬 深夜 最大風速+2σ の場合
		地震動	65	
		土砂災害	3	
		合計	77	
	半壊（棟）	液状化	16	
		地震動	759	
		土砂災害	8	
		合計	783	
	火災による 建物被害	出火件数（件）	0	
		焼失棟数（棟）	0	
人的被害	死者（建物倒壊による）		4	冬18時 最大風速+2σ の場合
	負傷者（建物倒壊による）		179	
	要救助者		9	
ライフライン 被害（直後）	上水道	断水人口（人）	2,586	
	下水道	支障人口（人）	0	
	電力	停電軒数（軒）	171	
	通信	不通回線（回線）	92	
	L Pガス	供給停止戸数（戸）	467	
交通施設 被害	道路被害 （箇所）	高速道路	0	
		直轄国道	0	
		一般道	27	
避難者数 （当日・1日後） （人）	避難所		202	
	避難行動要支援者		35	
	避難所外		135	
帰宅困難者 （人）	帰宅困難者		1,525	
	滞留者		594	
物資需要量 （当日・1日後）	食料（食）		727	冬18時 最大風速+2σ の場合
	飲料水（リットル）		7,759	
	毛布（枚）		404	
	トイレ（基）		20	
災害廃棄物 発生量	可燃物（万 t）		0.2	
	不燃物（万 t）		0.6	
その他	エレベーター	閉じ込め者数（人）	1	
	危険物施設被害	破損等	1	
	孤立集落	農業集落（集落）	0	

(3) 塩谷町役場直下に震源を仮定した地震（M6.9）

塩谷町役場直下を震源とする地震による本町の被害については、建物の全壊426棟、半壊1,563棟、死者26人、負傷者424人等と想定されており、本町に影響を及ぼす可能性のある3つの地震の中で、被害が最も大きくなることが想定されている。

塩谷町役場直下に震源を仮定した地震（M6.9）による塩谷町の被害想定

想定項目			想定結果	備考
建物被害	全壊（棟）	液状化	9	冬 深夜 最大風速+2σ の場合
		地震動	412	
		土砂災害	5	
		合計	426	
	半壊（棟）	液状化	18	
		地震動	1,535	
		土砂災害	11	
		合計	1,563	
	火災による 建物被害	出火件数（件）	1	
		焼失棟数（棟）	0	
人的被害	死者		26	冬18時 最大風速+2σ の場合
	負傷者		424	
	重傷者		51	
	要救助者（自力脱出困難者）		58	
ライフライン 被害（直後）	上水道	断水人口（人）	7,131	
	下水道	支障人口（人）	0	
	電力	停電軒数（軒）	798	
	通信	不通回線（回線）	442	
	L Pガス	供給停止戸数（戸）	572	
交通施設 被害	道路被害 （箇所）	高速道路	0	
		直轄国道	0	
		一般道	29	
避難者数 （当日・1日後） （人）	避難所		736	
	避難行動要支援者		128	
	避難所外		491	
帰宅困難者 （人）	帰宅困難者		1,525	
	滞留者		594	
物資需要量 （当日・1日後）	食料（食）		2,651	
	飲料水（リットル）		21,394	
	毛布（枚）		1,473	
	トイレ（基）		74	
災害廃棄物 発生量	可燃物（万 t）		1.0	
	不燃物（万 t）		3.1	
その他	エレベーター	閉じ込め者数（人）	1	
	危険物施設被害	破損等（件）	1	
	孤立集落	農業集落（集落）	0	

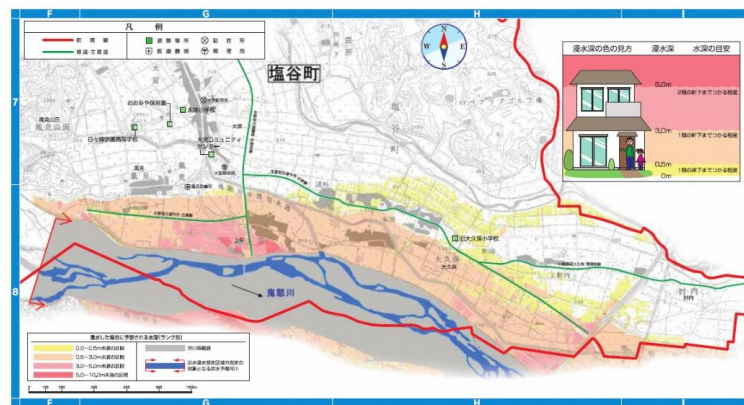
第2 浸水被害想定

本町内には、鬼怒川、荒川の2つの一級河川が流れており、浸水想定区域が公表されている。なお、浸水想定区域に指定されていない区域やその他河川、用水路についても、浸水が発生することも想定されるため、注意が必要である。

1 鬼怒川

町は、鬼怒川について、「鬼怒川洪水ハザードマップ」を作成している。本マップでは、鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm降雨を前提として、鬼怒川が氾濫した場合の浸水区域及び浸水深を色分けし記載しており、表示をみると、鬼怒川沿い一帯が広範囲に浸水し、一部区域は浸水深が5m以上になることが想定されている。

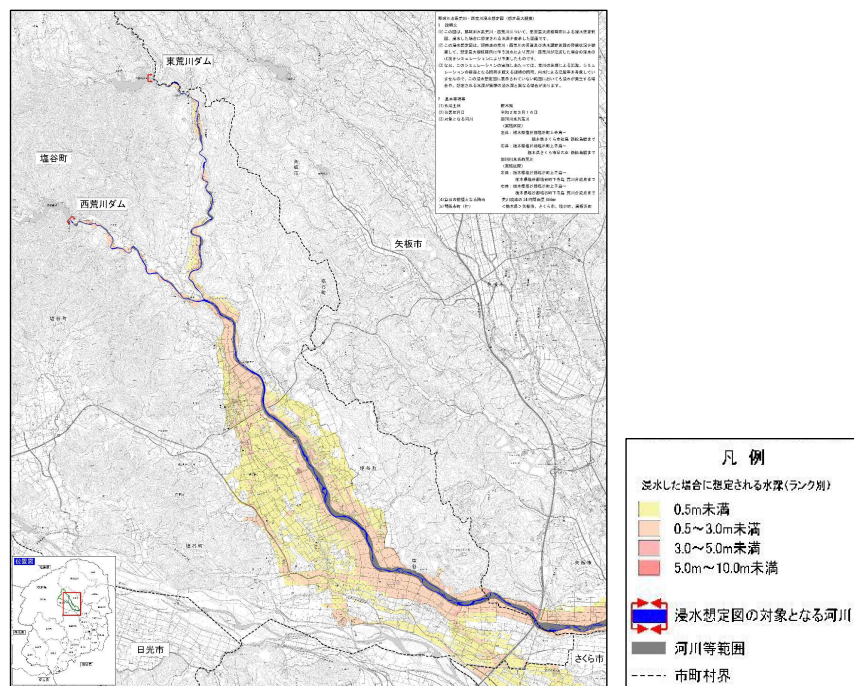
鬼怒川が氾濫した場合に予想される浸水深



2 荒川

県は、荒川流域の24時間雨量664mm降雨を前提として、異常洪水時防災操作により放流が行われた場合の「那珂川水系荒川・西荒川浸水想定図（想定最大規模）（塩谷町）」を令和2年3月16日に公表している。

那珂川水系荒川・西荒川浸水想定図（想定最大規模）（塩谷町）



第6節 本計画の見直しの理念と視点

第1 目指すべき防災対策の方向性

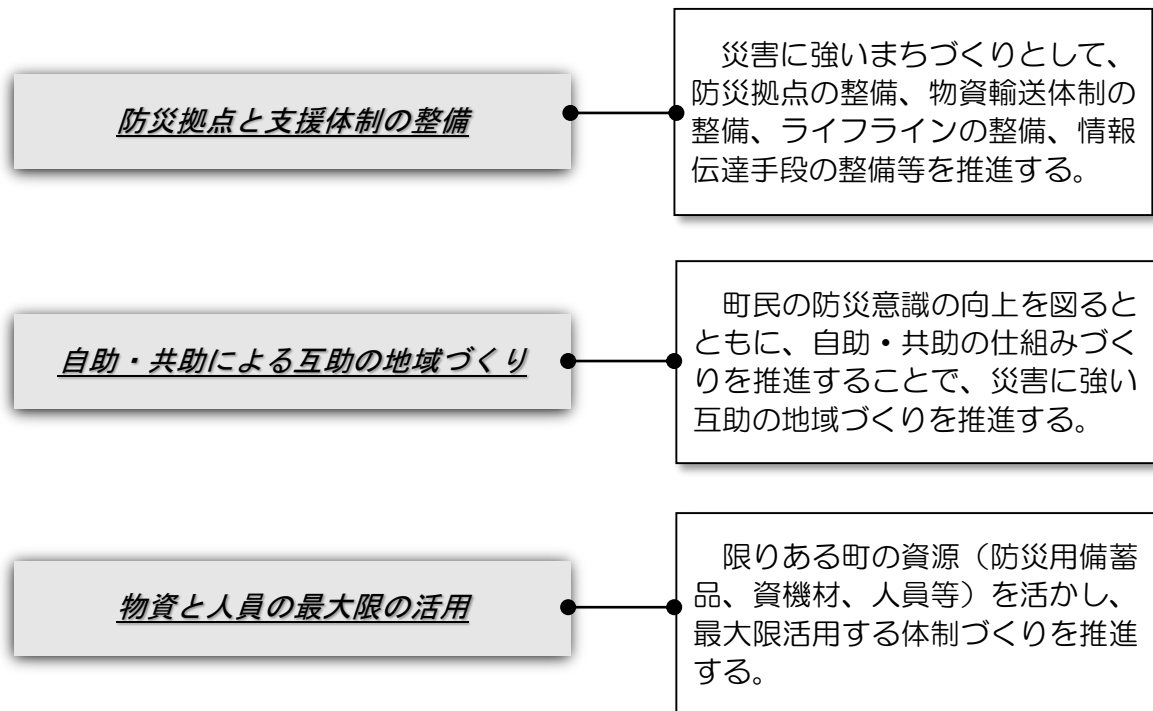
高原山から迫り出した強固な地盤の上に立地する本町は、これまでに大規模な自然災害に遭うこともなく、永く町民生活の安全・安心が守られてきた。

しかし、災害はいつでも、どこでも起こりうるものであり、日頃から十分な防災対策を講じておくことが重要である。

このため、本町の地域特性や災害教訓等を踏まえ、防災・減災に向けた取組みをより一層推進するとともに、地域における共助・互助による支えあいや協力しあう体制を強化することにより、災害に強い安全・安心なまちの実現を目指す。

こうした考えに基づき、目指すべき防災対策の方向性は、次のとおりである。

目指すべき防災対策の方向性

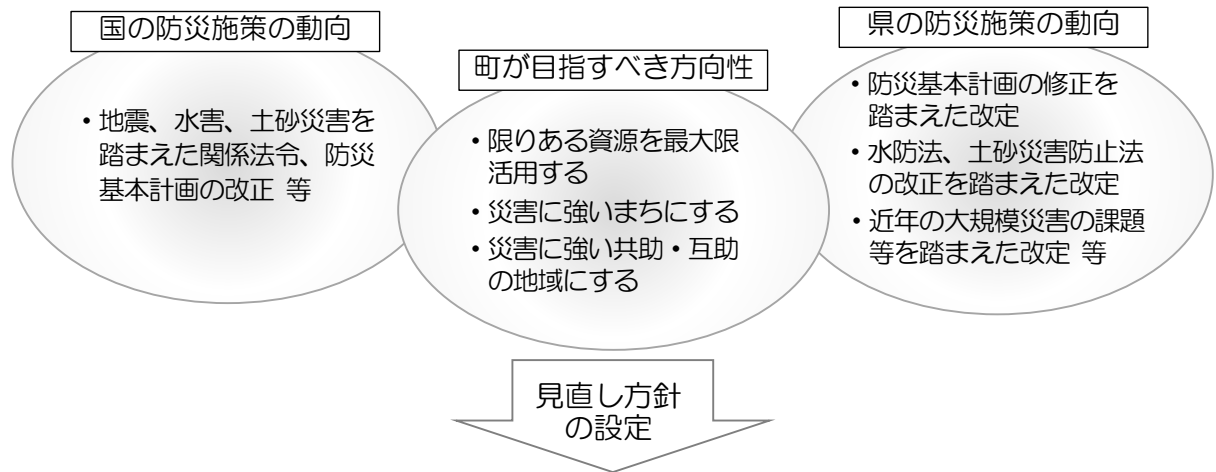


第2 計画見直しの視点

塩谷町地域防災計画の見直しにあたっては、国の防災関係法令や計画及び栃木県地域防災計画等との整合を図るとともに、庁内各課、防災関係機関、防災会議委員等の意見等の反映に努める必要がある。

そこで、国、県の動向、町の防災上の課題の整理より、次のような見直し方針を設定し、取り組むこととする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害
火山	応急
火災・事故	対策編
震災	
原子力	
資料編	



① 災害対策本部機能の強化

災害発生直後に迅速な災害対策本部機能の運用が確保できるよう、BCPの観点から人員、資機材、業務内容を整理する。

- ・BCP的視点の導入（役割分担の明確化、参集予測、必要資源）
- ・災害対策本部機能の強化（本部開設基準、代替場所、人員、資器材の確保）
- ・応援要請・受援体制の整備（応援部隊の活動拠点確保、役割分担のルール化等）
- ・避難勧告等の基準の明確化（気象情報、雨量、河川水位等に基づく基準）

② 防災まちづくりのための整備

防災まちづくりのための整備の一環として、防災拠点のあり方や物資輸送のあり方を検討するとともに、具体的な数値に裏付けられた計画づくりを行う。

- ・防災拠点等の機能の再検討（庁舎、避難所、福祉施設等の防災機能の確保）
- ・備蓄・物流体制の整備（物資等の供給方法、公的備蓄、自治会等の備蓄等）
- ・ライフラインの応急・復旧対策（関係事業所、自治会等との連携等）
- ・孤立化対策（分配備蓄、ヘリコプター等による輸送等）

③ 地域との連携強化

地域との連携強化策の一環として、防災活動に関する普及啓発、要配慮者対策、避難所運営体制づくりを推進する。

- ・防災に関する普及啓発（町民向け概要版の配布、訓練の実施等）
- ・要配慮者対策（避難支援者や関係機関同士のネットワークづくり等）
- ・避難所開設・運営（自主防災組織等を主体とした開設・運営）
- ・地区防災計画策定の推進（地域住民による自発的な防災活動の推進）